

食品の安全に関する基本方針及び推進プランの策定について

〔令和3年4月19日〕
食品生活衛生課

1 趣旨

平成13年2月に生活協同組合連合会、農業協同組合中央会、消費者団体連絡協議会等からの「食品の安全にかかる請願」が県議会において全会一致で採択されたことを受けて、基本方針（H15.3）と推進プラン（H16.3、期間3年）を策定し、適宜見直ししながら食品の安全確保対策を推進してきた。

この度、平成27年度から推進してきた「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」の取組期間が令和2年度で終了したことから、「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」の「治安・暮らしの安全」、「農林水産業（食の安全・安心に関するもの）」に掲げる目指す姿を実現するため、法改正等の社会情勢の変化及びこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン（令和3年度～令和7年度）」を策定した。

2 計画期間等

(1) 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）

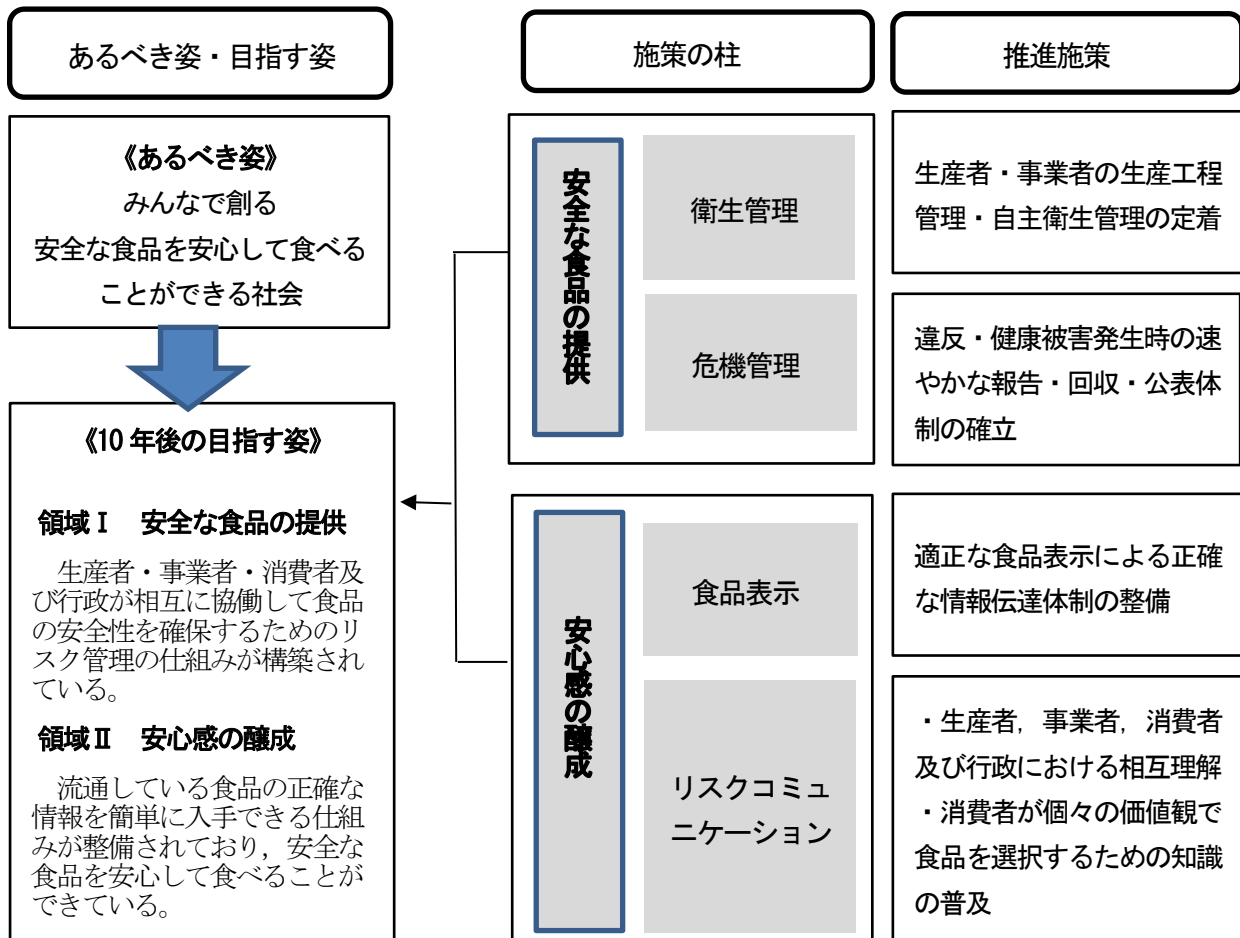
(2) 対象

県内の生産者、事業者、消費者及び行政

(3) あるべき姿、領域の設定と10年後の目指す姿

令和3年度からのプランでは、平成27年度からのプランにおいて、生産者、事業者、消費者及び行政が主体的に役割を果たしながら協同して取り組むための共通認識として定めた「あるべき姿」を引き継いだ。

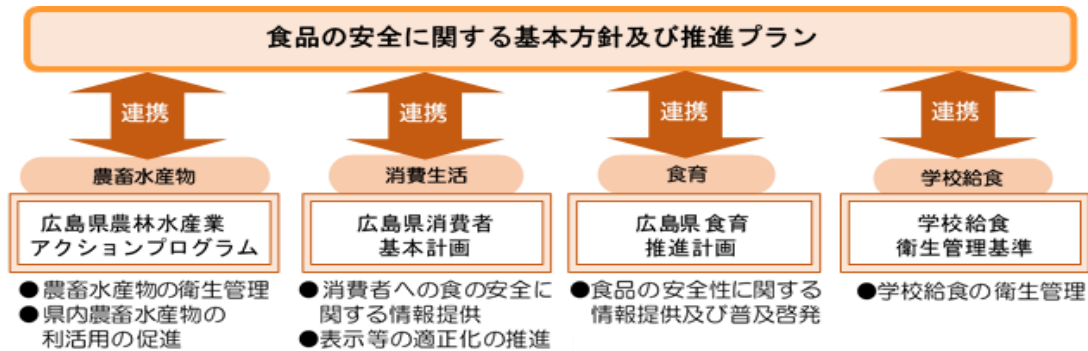
また、体系的に施策を推進するため「あるべき姿」の構成要素として「安全な食品の提供」、「安心感の醸成」の2つの領域を設定し、10年後を見据えた施策を計画的に展開するため、各領域に「10年後の目指す姿」を設定した。



3 他施策との連携

本プランでは、農林水産局の「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」と連携して、県内農畜水産物の衛生管理を推進し、安全・安心の確保を図ることで、県内農畜水産物の販売、消費の拡大に繋げていく。

また、各取組の柱において、「衛生管理」では学校給食、「食品表示」では消費生活、「リスクコミュニケーション」では消費生活及び食育といった関連性の高い施策について、連携して取り組んでいく。



<構成>

第1章 基本方針

- I 趣旨
- II 基本的な考え方
 - (1) 基本方針の位置づけ
 - (2) あるべき姿
 - (3) 領域の設定と10年後の目指す姿
 - (4) 基本的な視点
 - (5) 行政、生産者・事業者及び消費者の役割
 - (6) 基本方針及び推進プランの方向性
 - (7) 食品の安全に関する現状と課題

第2章 推進プラン

領域Ⅰ 安全な食品の提供

衛生管理

- 1 生産段階での安全確保
 - (1) 安全な農産物の生産
 - (2) 安全な畜産物の生産
 - (3) 安全な水産物の生産
- 2 製造・加工・流通段階での安全確保
 - (1) 自主衛生管理の推進
 - (2) 監視指導体制の強化
 - (3) 食品検査体制の充実
 - (4) 輸入食品の安全対策の推進

危機管理

- 1 危機管理事案の早期収束
 - (1) 危機管理体制の整備
 - (2) 危機管理対応の徹底
- 領域Ⅱ 安心感の醸成

食品表示

- 1 食品表示の正確な情報伝達
 - (1) 適正な食品表示の推進
- 2 食品表示の信頼性の確保
 - (1) 食品表示に対する監視指導の充実
 - (2) 食品表示活用の啓発

リスクコミュニケーション

- 1 リスクコミュニケーションの推進
 - (1) 食品の安全性に関する情報発信の充実
 - (2) 生産者・事業者・消費者及び行政の相互理解の促進
 - (3) 消費者への正しい知識の普及

第3章 推進体制

- I 食品安全推進協議会
- II 県関係施策との連携
- III 他の自治体との連携
- IV 国との連携
- V 計画期間

基本方針

基本方針は、食品の安全・安心を確保し、県民の健全な食生活と健康の保護を図ることを目的として、消費者、生産者、事業者及び行政のそれぞれが主体的に取り組むための共通の指針となるものです。

あるべき姿

みんなで創る、安全な食品を安心して食べることができる社会

目指す姿（10年後）

施策領域Ⅰ 安全な食品の提供

生産者・事業者・消費者及び行政が相互に協働して食品の安全性を確保するためのリスク管理の仕組みが構築されています。

施策領域Ⅱ 安心感の醸成

流通している食品の正確な情報を簡単に入手できる仕組みが整備されており、安全な食品を安心して食べることができます。

基本的な視点

科学的根拠に基づく取組の推進	食品の安全を確保するため、科学的根拠に基づく衛生管理や監視指導に取り組めます。
情報の提供による透明性と信頼性の確保	食品への安心を確保するため、正しい情報を提供することにより、生産者、事業者、消費者及び行政の相互理解を深め、県民の不安を解消します。
自主的な取組の推進	食品の安全・安心を確保するため、生産者、事業者及び消費者それぞれの主体的な取組を推進します。

行政、生産者・事業者及び消費者の役割

行政、生産者・事業者及び消費者が主体的に役割を果たしながら、互いに協働して、食品の安全・安心を確保します。

行政

生産から消費に至る各段階における食品の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進します。

生産者
事業者

食品の安全・安心の確保について自らが第一義的な責任を有していることを認識し、食品の安全確保を図ります。

消費者

食品の安全・安心の確保に関する必要な知識と理解を深めるとともに、自主的かつ合理的な行動と、生産者、事業者、行政などへの働きかけを通じて食品の安全確保を図ります。

推進プラン

推進プランは、基本方針で掲げる目指す姿（10年後）を実現するために、施策領域ごとに取組の柱「衛生管理」「危機管理」「食品表示」「リスクコミュニケーション」を設けて、各取組の柱ごとに、目指す姿（5年後）と具体的な数値目標を掲げています。また、この目標を達成するために、取組の方向、基本施策及び具体的な取組を策定し、実効性のあるものとなっております。

施策領域	取組の柱	目指す姿（5年後）	数値目標	取組の方向	基本施策	主な取組
安全な食品の提供	衛生管理	生産者・事業者の生産工程管理・自主衛生管理が定着し、食中毒リスクの少ない食品が提供できるようになってきており、県内における大規模な集団食中毒の発生が抑えられています。	▶有症者50人以上の集団食中毒事件数（過去5年平均） （現状）2.6件 （目標）2.0件以下	生産段階での安全確保	安全な農産物の生産	(行政)農産物の生産・流通システムの工程管理の推進 (生産者)農産物の安全性の確保
			▶講習会受講者に占めるHACCPを理解している者の割合 （現状）— （目標）70%以上		安全な畜産物の生産	(行政)安全な畜産物の提供に向けた検査・指導等 (生産者)家畜伝染病の発生予防
	危機管理	生産者・事業者が取り扱う食品等において違反又は健康被害の可能性がある旨を感知した場合には、速やかな情報収集を行い、早期に回収に着手できるようになっています。	▶回収着手報告書提出までの所要日数 （現状）— （目標）1日以内	製造・加工・流通段階での安全確保	安全な水産物の生産	(行政)水産物の生産段階における衛生管理等の普及啓発及び貝類安全対策 (生産者)安全で高品質なかき提供
			▶表示違反（不良）による回収件数（過去3年平均） （現状）18件 （目標）8件以下		危機管理事案の早期収束	(行政)危機管理マニュアル作成等の支援 (生産者)GAPの実践 (事業者)お客様相談窓口の設置と危機管理体制の構築 (消費者)緊急時の連絡先の作成
安心感の醸成	食品表示	事業者が食品表示法に基づく表示制度を理解し、不適切な食品表示が減少してきており、また、消費者が食品表示を確認する機会が増加し、商品の情報を正確に把握できるようになってきています。	▶表示違反（不良）による回収件数（過去3年平均） （現状）18件 （目標）8件以下	食品表示の正確な情報伝達	自主衛生管理の推進	(行政)HACCP定着のための支援 広島県食品自主衛生管理認証制度の普及 (生産者)HACCPの定着 (事業者)HACCPの定着
					食品表示の信頼性の確保	(行政)規格基準、遺伝子組換え食品、アレルギー物質を含む食品等の検査の実施 (事業者)行政が実施する検査への協力
	リスクコミュニケーション	行政が中心となって食の安全に関するリスクコミュニケーションを推進し、生産者・事業者、消費者との相互理解を深める場が提供できており、流通する食品に対する消費者の不安意識が軽減できるようになってきています。	▶食品に関する苦情のうち、事業者等との対話不足を起因とする苦情の割合 （現状）21% （目標）10%以下	監視指導体制の強化	(行政)監視指導の実施 HACCP定着の確認	
食品表示活用の啓発	(行政)消費者への食品表示制度の広報 (事業者)消費者への相談対応 (消費者)店頭での表示確認					
食品表示に対する監視指導の充実	(行政)食品表示適正化推進月間の実施					
食品表示の活用	(行政)消費者への食品表示制度の広報 (事業者)消費者への相談対応 (消費者)店頭での表示確認					
食品の安全性に関する情報発信の充実	(行政)電子媒体等による情報提供の実施 (生産者)産地からの情報発信の充実 (事業者)消費者への情報提供の充実 (消費者)積極的な情報収集の推進					
生産者・事業者・消費者及び行政の相互理解の促進	(行政)食品のリスクに対する総合的な理解の推進 (生産者)食品のリスクに対する総合的な理解 (事業者)食品のリスクに対する総合的な理解 (消費者)食品のリスクに対する総合的な理解					
消費者への正しい知識の普及	(行政)食品衛生に関する知識の普及啓発の強化 (消費者)食品衛生に関する知識の習得					